

【改定前】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和 6 年 1 0 月

福岡市水道局

【改定後】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和 7 年 1 0 月

福岡市水道局

【改定前】

新規追加

1－1－21 建設副産物

5．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

新規追加

6．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

新規追加

新規追加

新規追加

1－1－24 工事完成検査

10．受注者は、当該工事完成検査については、1－1－22 第3項の規定を準用する。

1－1－32 工事中の安全確保

1．受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

12．受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

【改定後】

1－1－15 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1－1－22 建設副産物

5．受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6．受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

7．受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8．受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

9．受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「7.再生資源利用促進計画書」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8.再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

10．受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

1－1－25 工事完成検査

10．受注者は、当該工事完成検査については、1－1－23 第3項の規定を準用する。

1－1－33 工事中の安全確保

1．受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

12．受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

【改定前】

1－1－39 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 3 年 9 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正 政令第 172 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1－1－41 諸法令の遵守

- (10) 健康保険法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (15) 道路交通法 （令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）
- (16) 道路運送法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 36 号）
- (22) 港湾法 （令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号）
- (40) 電気事業法 （令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号）
- (41) 消防法 （令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (43) 建築基準法 （令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号）
- (63) 厚生年金保険法 （令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (68) 所得税法 （令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号）
- (70) 船員保険法 （令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）
- (72) 電波法 （令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号）
- (75) 農薬取締法 （令和元年 12 月改正 法律第 62 号）
- (76) 毒物及び劇物取締法 （平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号）
- (80) 個人情報の保護に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号）
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号）
- (83) 水道法（令和元年 10 月改正 法律第 92 号）

【改定後】

1－1－40 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 5 年 3 月改正 内閣府・国土交通省令第 1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 5 年 3 月改正 政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

22～23

1－1－42 諸法令の遵守

- (10) 健康保険法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法 （令和 4 年 12 月改正 法律第 97 号）
- (15) 道路交通法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）
- (16) 道路運送法 （令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号）
- (22) 港湾法 （令和 4 年 11 月改正 法律第 87 号）
- (40) 電気事業法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (41) 消防法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (43) 建築基準法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (63) 厚生年金保険法 （令和 5 年 3 月改正 法律第 3 号）
- (68) 所得税法 （令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (70) 船員保険法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号）
- (72) 電波法 （令和 4 年 12 月改正 法律第 93 号）
- (75) 農薬取締法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (76) 毒物及び劇物取締法 （令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (80) 個人情報の保護に関する法律（令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号）
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号）
- (83) 水道法（令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号）

24～26

【改定前】

第2章 材 料
第5節 骨 材
2－5－1 一般事項

- 1．道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
- JIS A 5001（道路用碎石）
 - JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 A（レディーミクストコンクリート用骨材）
 - JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）
 - JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）
 - JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）
 - JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）
 - JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）
 - JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）
 - JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
 - JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材）

第9節 セメント及び混和材料
2－9－1 一般事項

- 2．受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
- 2－9－3 混和材料
- 5．急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）[2018年制定]JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。

2－9－4 コンクリート用水

- 1．コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。

第11節 瀝青材料

2－11－3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2－25、2－26、2－27の規格に適合するものとする。

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適 用

- 3．受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第2節 適用すべき諸基準

- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定] (2018年3月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] (2018年3月)

【改定後】

第2章 材 料
第5節 骨 材
2－5－1 一般事項

- 1．道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
- JIS A 5001（道路用碎石）
 - JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 JA（レディーミクストコンクリート用骨材）
 - JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂）
 - JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）
 - JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）
 - JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）
 - JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）
 - JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）
 - JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
 - JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材）

第9節 セメント及び混和材料
2－9－1 一般事項

- 2．受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
- 2－9－3 混和材料
- 5．急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。

2－9－4 コンクリート用水

- 1．コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。

第11節 瀝青材料

2－11－3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2－25、2－26、2－27の規格に適合するものとする。

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適 用

- 3．受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会 コンクリート標準示方書 [2023年制定]（施工編）」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第2節 適用すべき諸基準

- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] (2023年3月)

【改定前】

第5節 現場練りコンクリート

2. 材料の計量

(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

表5-2 計量値の許容差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

第6節 運搬・打設

5-6-9 養生

2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。

表5-3 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第5章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

第7節 鉄筋工

5-7-3 加工

3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

【改定後】

第5節 現場練りコンクリート

2. 材料の計量

(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

表5-2 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) 以内とする。

(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

第6節 運搬・打設

5-6-9 養生

2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を目安とする。

削除

表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第5章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

第7節 鉄筋工

5-7-3 加工

3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

【改定前】

第 9 節 暑中コンクリート
5－9－2 施工

3．打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

第 10 節 寒中コンクリート
5－10－2 施工

- 1．受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。
- （1）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。
- （2）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。
- （3）受注者は、A E コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。

5－10－3 養生

表 5－4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

【注】水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

第 12 節 水中コンクリート
5－12－2 施工

- 7．受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。
- 9．トレミー打設
- （1）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。

【改定後】

第 9 節 暑中コンクリート
5－9－2 施工

3．打設時のコンクリート温度度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。

第 10 節 寒中コンクリート
5－10－2 施工

- 1．受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。
- （1）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。
- （2）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。
- （3）受注者は、A E コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。

5－10－3 養生

表 5－4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

【注】水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

第 12 節 水中コンクリート
5－12－2 施工

- 7．受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。
- 9．トレミー打設
- （1）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。

172

173

174

175～176

【改定前】

5－12－3 海水の作用を受けるコンクリート

- 1．受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。
- 2．受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第 13 節 水中不分離性コンクリート

5－13－3 コンクリートの製造

- 3．材料の計量
 - (1) 受注者は、各材料を 1 バッチ分ずつ質量計量しなければならない。
ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。

【改定後】

5－12－3 海水の作用を受けるコンクリート

- 1．受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。
- 2．受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

第 13 節 水中不分離性コンクリート

5－13－3 コンクリートの製造

- 3．材料の計量
 - (1) 受注者は、各材料を 1 バッチ分ずつ質量計量しなければならない。
ただし、水及び混和剤溶液は第 1 編 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、表 1-3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。

176

177